

老人保健制度

年齢が70歳(寝たきりの人は65歳)に達すると老人保健法に基づき医療を受けることになります。

健康

第10号

いつから老人医療の対象となるか

老人保健による医療は、70歳の誕生日の月の翌月からになります。

ただし、誕生日が月の初日であるときはその月からとなります。

お医者さんにかかるとき

老人保健でお医者さんにかかるときは、保険者(市役所・組合など)から交付された「被保険者証」と「健康手帳」を窓口で提示してください。

「健康手帳」は老人保健の受給資格を、また被保険者証によって保険の加入者であることを明らかにするためです。



※今年4月の一部負担金の改定は、今後
も増え続ける老人医療費の負担を国民各
層で適切に分かち合っていくという観点
からお願いするものです。平成7年度以
降の一部負担金の額については、全国消
費者物価指数の変動率に応じて改定され
る仕組みとなります。

窓口で支払う一部負担金

入院1日につき
700円

ただし、市民税非課税世帯の老
齢福祉年金受給者は1日300円を
2ヵ月間の限度で支払います。

通院1ヵ月につき
1,000円

病院、診療所ごとにその月の最
初の診療日に支払います。
総合病院では、各診療料をそれ
ぞれ別の病院として扱います。

老人医療費の動向

わが国の医療費は、毎年1兆円程度の増加を続けています。都留市の老人医療費も平成4年度14億3438万5387円と平成3年度より1億3582万7966円増加しました。

平成4年度の一人当たりの診療費でみると41万7060円で県平均43万8588円より下回っています。しかし総医療費は、平成3年度より10.45%の伸びとなり、この近年確実に2ケタの伸びを示し続けています。

医療費の増加原因としては、65歳以上の人口比率がこの5年間で12.08%(3,917人)から14.60%(4,876人)で2.52%増加したことや、医療費の改定、医療技術の高度化や機器の普及、慢性疾患患者の増加などが考えられます。

老人医療費の公平な負担

お年寄りが医療にかかった時の医療費はどのように負担されている(支払われている)か知ってますか？

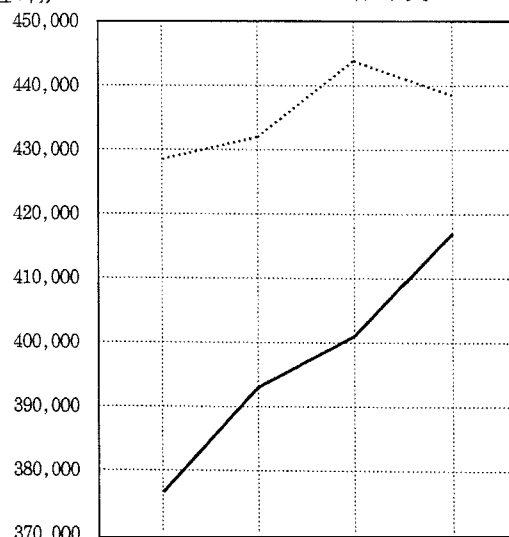
お年寄りが医療機関の窓口で負担しているのは約3.7%です。

それ以外は皆さんの保険料(税)や、国や県の補助金等で賄われています。

年々増え続けていく負担を重くしていかないために、元気に働いている家族や周りの人たち、そして自分のために適正な医療を受けましょう。

(単位：円)

老人一人当たり診療費



総医療費……入院・入院外・歯科・調剤・施設療養費・柔道整復師の施術すべてを示します。

一人当たり診療費……診療費総額(受診割合の高い入院・入院外・歯科の総額)を老人医療受給者数で除したものの。

	H元年度	H2年度	H3年度	H4年度
—— 都留市平均	376,752	393,168	400,932	417,060
..... 山梨県平均	428,808	432,240	444,348	438,588